

## いしかわの都市計画検討専門委員会設置及び運営に関する要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、石川県都市計画審議会条例（以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、いしかわの都市計画検討専門委員会（以下「専門委員会」という。）の設置及び運営に関して必要な事項を定める。

### (所掌事務)

第2条 専門委員会は、次に掲げる事項を調査検討する。

- (1) 都市計画区域マスタープラン（法第6条の2第1項に規定する都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）の変更に関する事項（軽微な変更は除く。）
- (2) 都市計画区域の再編等に伴う土地利用制度のあり方に関する事項
- (3) その他広域的又は根幹的な都市計画に関する事項

### (組織)

第3条 専門委員会は、石川県都市計画審議会（以下「審議会」という。）の委員及び専門委員から、審議会長が委嘱した委員若干名をもって組織する。

2 専門委員会の委員（以下「委員」という。）の任期は、4年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長)

第4条 専門委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

### (会議)

第5条 専門委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、必要に応じ、会議に、第2条に規定する事項の関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

3 会議は、原則として公開する。ただし、委員長が支障があると判断した場合は、非公開とする。

4 専門委員会は、調査検討が終了したときは、委員長がその結果を石川県都市計画審議会に報告する。

5 専門委員会は、第2条に規定する調査検討の必要がなくなったときに解散する。

### (庶務)

第6条 専門委員会の庶務は、土木部都市計画課において処理する。

### (その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、専門委員会に関し必要な事項は、委員長が、専門委員会に諮って定める。

### 附 則

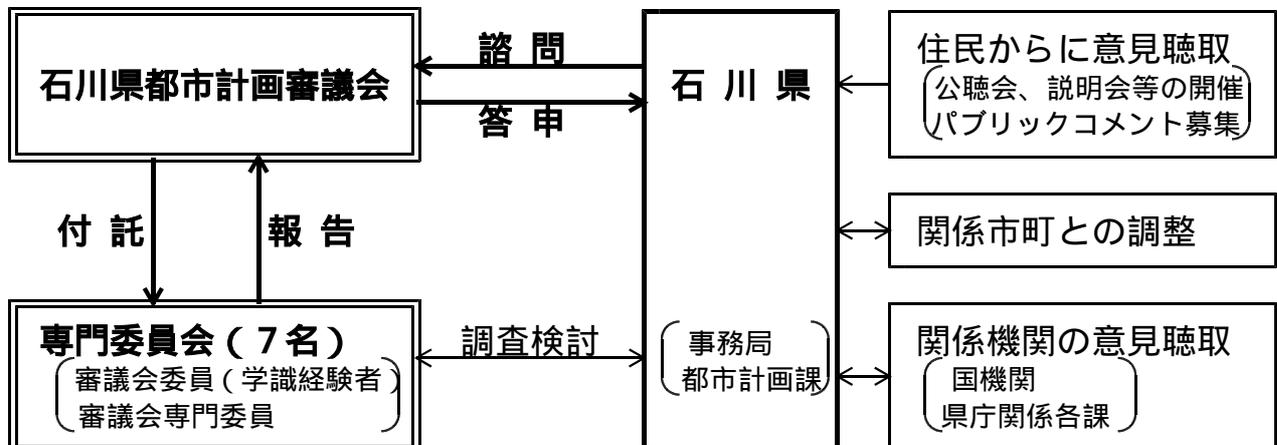
この要領は、平成20年10月10日から施行する。

## いしかわの都市計画検討専門委員会委員

(五十音順)

氏 名	役 職	専 門	備 考
青海 万里子	NPO「金沢エコライフくらぶ」代表	消費生活・環境	条例第3条第2項委員(専門委員)
川上 光彦	金沢大学理工研究域環境デザイン学系長教授	都市計画	条例第2条第2項第1号委員(学識委員)
北浦 勝	金沢大学理工研究域環境デザイン学系教授	都市防災	条例第3条第2項委員(専門委員)
高山 純一	金沢大学理工研究域環境デザイン学系教授	交通工学	条例第2条第2項第1号委員(学識委員)
中川 秀昭	金沢医科大学教授	環境対策	条例第3条第2項委員(専門委員)
村島 和男	石川県立大学教授	農村地域環境	条例第3条第2項委員(専門委員)
山田 文代	(社)石川県建築士会 評議員	建 築・バリアフリー	条例第2条第2項第1号委員(学識委員)

### (参考) 所掌事項の検討体制



必要に応じ関係者が出席

\* パブリックコメント募集  
: 都市計画区域マスタープラン策定の場合

## いしかわの都市計画検討専門委員会に付託する調査検討事項

### 【要領第2条第1号に関する事項】

(仮称)かほく都市計画区域マスタープランの変更

金沢都市計画区域マスタープランの変更

### 【要領第2条第2号に関する事項】

能美市の土地利用制度のあり方

白山市の土地利用制度のあり方